

令和5年国東市農業委員会 第12回（12月）総会議事録

1. 開催日 令和5年12月7日（木）午後4時00分～
2. 開催場所 国東市役所 201・202会議室
3. 出席委員 13名出席
4. 欠席委員 3番 豊田委員 （13番 徳丸委員は8月末で辞任）
5. 議事日程
 - 議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第65号 農用地利用集積計画について
 - 議案第66号 農用地利用配分計画について
6. 報告事項
7. 協議事項
 - 非農地又は転用の事前協議について
8. その他

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、令和5年第12回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>では、本日の資料を確認します。</p> <p>(資料確認終了)</p> <p>出席確認 本日は、3番 豊田委員が欠席で、13番 徳丸委員が8月いっぱいまで辞任し1名欠員ですから、委員総数14名中13名の出席となります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。14番 佐藤副会長、4番 石丸委員を指名しますので、よろしくお願いします。</p> <p>それではさっそく議事に入ります。</p> <p>議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に沿って説明)</p>
議 長	<p>議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請について申請番号55番から64番まで事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>それでは、議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

	<p>議案第 63 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第 64 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	(資料に沿って説明)
議 長	議案第 64 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について申請番号 25 番から 27 番まで事務局より説明がありましたが、続いて申請番号 25 番について本日ご出席の早野農地利用最適化推進委員から補足説明をお願いします。
早野推進委員	申請番号 25 番につきましては、何も問題はないと判断しています。
議 長	事務局・推進委員の方から説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。
吉本委員	申請番号 25 番は、歩道側に進入路が図示されていませんが、進入路はどこになるのでしょうか。
事務局	市道や県道側から進入するのではなく、自宅の来客用駐車場ですから、埋め立てて自宅側から進入する計画です。
議 長	ほかにご意見・ご質疑はございませんか。
吉本委員	申請番号 26 番と 27 番は、農振農用地となっているようですが、農振除外の手続きはしているのでしょうか。
事務局	申請番号 26 番と 27 番は、両方とも農業用の施設であるため、農業振興地域の「除外」ではなく「用途変更」の手続きを行っています。そのため、農振農用地のままとなりますので「除外」の審議会に案件として上がることはありません。
議 長	ほかにご意見・ご質疑はございませんか。

	<p>(意見・質疑なし)</p> <p>それでは、議案第 64 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 64 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第 65 号 農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に沿って説明)</p>
議長	<p>議案第 65 号 農用地利用集積計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは、議案第 65 号 農用地利用集積計画について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 65 号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第 66 号 農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に沿って説明)</p>
議長	<p>議案第 66 号 農用地利用配分計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p>
佐藤副会長	<p>武蔵町内田の 12 筆について、内田地区は集落営農があるのに外部の方が参入するのはどうかと思うのですが。集落を守るため</p>

吉本委員	<p>に集落営農を立ち上げていると思うのですがどうでしょうか。</p> <p>地権者と、集落営農さんの関係がうまくいっていないのが実情だと思います。</p>
佐藤副会長	<p>集落営農さんが断って、外部から入るのならどうかと思うのですが、地権者が集落営農とうまくいっていない状況で外部の法人に依頼したということなら理解できます。</p> <p>集落営農さんができないなら法人が入るのは仕方ないと思うのですが、集落営農さんが集落を守る前から外部が入るのは違うと思うので、今後、事務局でも気をつけてほしいと思います。</p>
議 長	<p>ほかにご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは、議案第 66 号 農用地利用配分計画について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 66 号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、協議事項「非農地又は転用の事前協議について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に沿って説明)</p>
議 長	<p>協議事項「非農地又は転用の事前協議について」事務局より説明がありましたが、ご質疑はございませんか。</p>
佐藤副会長	<p>今回の事例は、非農地証明書の個別基準のどれにも当てはまらないと思います。今回の事例で非農地であると認めてしまうと、非農地にしたい農地に石を入れて土砂を埋めてしまえば、どんな農地も非農地になってしまうと思います。</p> <p>そのため、非農地として処理すべきではなく、5条による転用許可申請をさせるべきだと思います。先程、事務局から盆と正月</p>

	<p>くらいしか利用しないので、使用頻度が少なく必要性に疑問があり転用許可とはなりにくいと説明がありましたが、使用頻度が少ないとはいえ、帰省の際に駐車場がなければ困るのですから必要と認めていいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>そうですね。それと合わせて始末書の提出が必要ですね。</p> <p>ほかにご意見・ご質疑はございませんか。</p>
<p>藤原委員</p>	<p>イノシシの被害などで、農地として使用できない状態のときはこの非農地証明書の個別基準で非農地にしていいのでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>そういった場合は、基本的に推進委員さんが年に1回農地を見て回り遊休農地の利用状況調査をしているので、その際に遊休農地として挙げてもらい、最終的には農業委員会の総会を経て非農地の決定をするので、そちらでお願いしたいと思います。</p> <p>ほかにご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>事務局</p>	<p>今後も、判断が難しい案件は事前協議をお願いしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>本日は以上になりますので、副会長に閉会のあいさつをお願いします。</p>
<p>副会長</p>	<p>それではこれもちまして、第12回農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>議 長</p> <p>議事録署名委員</p> <p>議事録署名委員</p>